

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕様書番号
令和8年度HPM装置（検証用）第2次検証UAV飛行に係る技術援助役務	高学研R8－17	
	防衛大臣承認	
	作 成	令和8年10月2日
	変 更	
	作成部隊等名	高射学校研究部

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊高射学校において実施するHPM装置（検証用）の第2次検証UAV飛行に係る技術援助役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z5000002及びGRD-Z000892による。

1.2.3 HPM

High Power Microwaveの略であり、高出力マイクロ波のことをいう。

1.2.4 UAV

Unmanned Aerial Vehicleの略であり、無人航空機のことをいう。

1.2.5 小型UAV

UAVのうち、単機又は複数機で連携して飛行する小型のUAV（NATOの分類区分（JAPCC Strategic Concept of Employment for UAS in NATO, Jan 2010）に基づくClass IのMicro及びMini（概ね機体重量20kg以下、高度約915m以下）のもの。）をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

GRD-Z000892 HPM装置（検証用）

b) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

2 技術援助に関する要求

2.1 技術実施場所・期間・人員

技術援助の実施場所・期間・人員は、次による。

2.1.1 実施場所

日出生台演習場

2.1.2 期間

a) U A Vの飛行及びU A V操縦者の派遣

令和8年10月19日（月）～令和8年10月23日（金）

b) 技術援助役務に係る事前調整

令和8年10月18日（日）

2.1.3 人員

人員数は会社見積による。

2.2 技術援助の実施

契約相手方は、本仕様書に基づく技術援助を実施するものとする。

2.3 HPM装置（検証用）のU A V飛行に係る技術援助

2.3.1 技術援助

- a) 指定された箇所においてU A Vを操作し、官側からの指示に基づいたコースの飛行及び飛行位置の伝達を実施するものとする。
- b) 指定されたU A Vを複数組み合わせ、2機以上を高度及び位置を変化させた状態で同時又は時間差での飛行とする。
- c) 飛行中のU A Vは動画または静止画の撮影を実施し、必要に応じ撮影データを成果物として官側へ提供する。
- d) 使用するU A Vの詳細な飛行方法等は別途官側と協議する。

3 使用機材（基準）

3.1 機種選定の前提条件

本役務で使用するU A Vは、下記の要件を満たすものとする。なお、使用するU A Vは検証の真偽や確からしさを確認する観点から機材の寸法および製造国は遵守することとし、事前に官側へ使用機種を提示するものとする。提示された機種が本検証における相当性を欠くと判断された場合は、当該機種の使用は認められず、適切な機種への変更を必要とする。なお、試験で使用する際の予備機を含めて同一機種を2台以上用意することとする。なお、試験時は必要に応じて全ての機材を損耗させるため、使用する際の予備機を含めて、記載台数以上を用意することとする。

3.2 中型U A V（国産とする。） 2台

- a) 寸 法 935mm×935mm×676mm（アーム展開時）
611mm×560mm×676mm（アーム収納時）
- a) 機体重量 7.6kg（バッテリー含め、12.0kg）
- b) 回転翼数 4
- c) 耐環境性 I P 5 4以上とし、-20℃～57℃で使用可能とする。
- d) 最大離陸重量 20.0kg以上
- e) 飛行時間 最大30分以上とする。

3.3 小型UAV① 6台

- a) 寸 法 223mm×273mm×74mm
- b) 機体重量 790g (バッテリー含む)
- c) 回転翼数 4
- d) 飛行時間 25 分以上とする。
- e) そ の 他 Visual SLAM を利用可能であることとする。

3.4 小型UAV② 4台

- a) 寸 法 130mm×157mm×48.5mm
- b) 機体重量 約 135g (バッテリー含む)
- c) 回転翼数 4
- d) 飛行時間 15 分以上とする。
- e) そ の 他 F P V が利用可能であるものとする。

3.5 小型UAV③ 2台

- a) 寸 法 328mm×390mm×135.2mm
- b) 機体重量 約 1.0kg (バッテリー含む)
- c) 回転翼数 4
- d) 飛行時間 50 分以上とする。

3.6 その他飛行性能

- a) 無線操縦装置のスロットルを中立としたときに、その位置にとどまること。
- b) G P S 等受信衛星数又は衛星補足状態、バッテリーの電圧(残数)及び位置などの機体の状況が地上に伝送され確認できること。
- c) 自動で離着陸する機能を有すること。

3.7 その他

- a) 飛行運用時にはオフラインで 사용할 ことができ、位置情報、撮影記録をサーバー等に送信する必要が無いもの
- b) バッテリー残量規定値以下での警告注意が可能であること。
- c) UAV を操作する者は一等無人航空機操縦士または二等無人航空機操縦士を所有しているものとする。
- d) リハーサル飛行等の準備期間がないことから、受託者は飛行場所における飛行経験を有する者を 1 名以上配置するものとする。
- e) 中型UAV を操作するものは技術的要素の観点から、中型UAV を製造した機体メーカーに所属する者が操縦するものとする。

4 成果物の提出

官側との調整によるも、令和 8 年 1 1 月 6 日 (金) までに提出

5 その他

5.1 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、契約履行に必要な事項について所要の支援を受けることができる。

5.2 その他の必要事項

5.2.1 作業時間

1日の作業時間は、8時00分から17時00分（12時00分から13時00分を除く）とするも、細部については官側との相互調整によるものとする。

5.2.2 指示

その他必要な事項は、監督官が指示する。

5.3 その他

- a) 使用機材の搬入、設置、操作および撤収は受託者が実施するものとする。また、現地までの移動についても受託者にて対応するものとする。
- b) 本役務に必要な使用機材、消耗品及び工具等は受託者が準備するものとする。
- c) 使用機材の設置、操作等は官側との相互調整により実施するものとする。
- d) 契約後、官側が指定する期日までに役務実施箇所に入場するための入場者リストを事前に官側へ提示すること。必要に応じ、官側が指定した書類等についても提示することとする。
- e) 車両の駐車場は官側が提供するものとする。
- f) 使用機材の故障時は、準備済の予備機を含め、代替となる機体の準備等速やかに対応するものとする。
- g) 本仕様書に疑義がある場合には、官側と調整するものとする。
- h) その他、仕様書に記載が無いものについては官側と受託者にて相互に調整するものとする。
- i) 本仕様書に関する疑義は、契約担当官等に申し出て、その指示を受ける。
- j) 発注者の都合により、飛行技術援助の全部又は一部を中止した場合において、受注者が本役務の履行のため、既に手配した航空機、器材、宿泊その他必要な準備に係る取消料その他の費用が発生したときは、発注者は、当該費用のうち合理的かつ必要と認められる実費を負担するものとする。

この場合、受注者は、当該費用の内訳及び金額を確認できる書類を発注者に提出し、その負担について事前に発注者と協議するものとする。